

学校法人宮崎学園寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人宮崎学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を宮崎県宮崎市昭和町3番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、建学の精神に基づき社会の進歩に貢献する人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- | | |
|-----------------------------------|---|
| (1) 宮崎国際大学 | 大学院 国際教養研究科
国際教養学部 比較文化学科
教育学部 児童教育学科 |
| (2) 宮崎学園短期大学 | 保育科
現代ビジネス科 |
| (3) 宮崎学園高等学校（全日制） | 特進科
普通科
経営情報科 |
| (4) 宮崎学園中学校 | |
| (5) 幼保連携型認定こども園宮崎学園短期大学附属みどり幼稚園 | |
| (6) 幼保連携型認定こども園宮崎学園短期大学附属清武みどり幼稚園 | |

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人
(2) 監事 2人

2 理事のうち一人を理事長とし、理事会において選任する。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 宮崎国際大学長・宮崎学園短期大学長・宮崎学園高等学校長のうち理事会において選任した者 1人
(2) 評議員のうち評議員会において選任した者 4人
(3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 2人

2 前項第1号及び第2号の理事は、学長・校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

- 第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長・校長・園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

- 第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員の補充)

- 第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

- 第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 役員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

- 第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

- 第12条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

- 第13条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

- 第14条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

- 第15条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
 - 3 理事会は、理事長が招集する。
 - 4 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。
 - 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
 - 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
 - 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
 - 8 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
 - 9 前条第 2 項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
 - 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
 - 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

- 第16条 理事会は、法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならぬ

い事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事長に委任する。

(議事録)

第17条 議長は、理事会の開催場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びあらかじめ議長が指名した出席理事2名が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第18条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、17人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 11 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第19条 第17条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席理事2名」とあるのは、「出席評議員2名」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第20条 理事長は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）に関する事項

- (4) 基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (5) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) 合併
- (10) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

（評議員会の意見具申等）

第21条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第22条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する学校の職員で、理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 7人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 3人
- (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 2人
- (4) この法人に対して、功労のある者のうちから、理事会において選任した者 4人
- (5) この法人の設置する学校の在学又は卒業者の父母、若しくは保護者のうちから、理事会において選任した者 1人

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

（評議員の任期）

第23条 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることがある。

（評議員の解任及び退任）

第24条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 役員の損害賠償責任

（役員のこの法人に対する損害賠償責任）

第25条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を

賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の免除)

第26条 前条第2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第27条 第25条第2項の規定にかかわらず、理事（理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金58万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)

第28条 前2条の規定は、理事が自己のためにしたこの法人との取引によって生じた損害をこの法人に対し賠償する責任については、適用しない。

第6章 資産及び会計

(資産)

第29条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第31条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第32条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が

保管する。

(経費の支弁)

第33条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第34条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第35条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上5年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第36条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第37条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第38条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）を作成したとき　これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき　当該報酬等の支給の基準

（役員の報酬）

第40条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の変更登記）

第41条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第42条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第7章 解散及び合併

（解散）

第43条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあっては、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第44条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人その他教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第45条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第46条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第47条 この法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、宮崎学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第49条 この寄附行為の施行についての細則その他、この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和26年3月13日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	大坪資秀
理事	川崎芳吉
理事	児玉福弥
理事	富永正良
理事	長倉祐三郎
監事	戸高繁
監事	税田嘉穂

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和40年1月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和41年1月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和42年1月23日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和45年1月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和56年3月26日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和57年3月5日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和59年6月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和60年8月12日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和60年12月25日）から施行する。

附 則

平成元年9月4日文部大臣認可の寄附行為は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

平成2年2月16日文部大臣認可の寄附行為は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

平成5年3月11日文部大臣認可の寄附行為は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

平成5年12月21日文部大臣認可の寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年11月28日）から施行する。

2 変更後の第4条第4号の特進科に関する規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

平成14年1月21日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

平成14年5月29日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成16年5月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年9月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成16年11月20日）から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年2月25日）から施行する。

2 変更前の規定により選任された役員及び評議員の任期は、なお、従前の例による。

附 則

この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

（宮崎国際大学比較文化学部の存続に関する経過措置）

宮崎国際大学比較文化学部は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず当該学部に在学する者が当該学部に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

（宮崎学園高等学校情報処理科の存続に関する経過措置）

宮崎学園高等学校情報処理科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

平成20年9月22日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成21年1月16日）から施行する。ただし、第4条第4号に係る変更（平成20年9月22日認可）については、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成25年3月29日）から施行する。

附 則

平成25年10月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年4月1日）から施行する。

附 則

平成29年3月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

平成29年4月1日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

令和2年1月15日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

令和4年8月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。